令和８年　第５回（定例）日　南　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和８年６月３日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和８年６月３日　午前９時開議

日程第１　一般質問
日程第２　報告第１号　令和７年度日南町繰越明許費繰越計算書について
日程第３　報告第２号　令和７年度日南町病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第４　議案第51号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第５　議案第52号　日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
日程第６　議案第53号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第54号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第55号　令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第56号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第57号　令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第58号　令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第59号　令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）
日程第13　令和８年請願第２号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　報告第１号　令和７年度日南町繰越明許費繰越計算書について
日程第３　報告第２号　令和７年度日南町病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第４　議案第51号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第５　議案第52号　日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
日程第６　議案第53号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第54号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第55号　令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第56号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第57号　令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第58号　令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第59号　令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第13　令和８年請願第２号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願

出席議員（９名）

２番	大　西　　保君	３番	櫃　田　洋　一君
４番	荒　金　敏　江君	５番	岡　本　健　三君
６番	荒　木　　博君	７番	岩　﨑　昭　男君
８番	高　橋　洋　志君	９番	近　藤　仁　志君
10番	山　本　芳　昭君		

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 …… 長　崎　み　よ君　　書記 …… 倉　光　祐　希君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	中　村　英　明君	副町長 ……	角　井　　学君
教育長 ……	青　戸　晶　彦君	総務課長 ……	渡　邊　輝　紀君
まち未来創造課長 …	出　口　真　理君	地域づくり推進課長	實　延　太　郎君
住民課長 ……	島　山　亮　子君	環境エネルギー課長	宇　田　聖　子君
福祉保健課長 ……	片　岡　慎　也君	こども若者未来課長	坪　倉　洋　子君
農林課長 ……	坂　本　文　彦君	建設課長 ……	相　見　正　章君
教育次長 ……	段　塚　直　哉君	会計管理者 ……	高　柴　博　昭君
農業委員会事務局長	淺　田　雅　史君	病院事業管理者 ……	福　家　寿　樹君
病院事務部長 ……	中　西　修　一君		

午前８時５９分開議

○議長（山本　芳昭君）　おはようございます。

ただいまの出席は９名です。定足数に達していますので、令和８年第５回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（山本　芳昭君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

タブレットの一般質問フォルダーをお開きください。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　日本共産党の岡本健三です。６月定例会の一般質問を始めます。

去る５月２２日、文部科学省は、京都の同志社国際高校の辺野古に関する学習が教育基本法第１４条第２項に反するとの見解を公表しました。御存じのとおり、この見解は沖縄県の辺野古沖で小型船２隻が転覆し、研修旅行中だった女子生徒の貴い命が奪われた大変痛ましい事故の調査報告の中で公表されたものです。

このような重大な事故に際し、安全管理上の問題が厳しく問われなければならないのは当然のことです。同時に、教育内容に対する政治の介入は極めて抑制的でなければなりません。教育基本法第１４条第２項が禁じているのは、特定の政党を支持または反対するための党派的な教育や活動であり、極めて限定されたものです。今回の同校の学習がこれに当てはまるとしてしまえば、政府が進める政策に否定的な人の話を聞くことも、あるいはその場所へ行くことすら許されなくなってしまいます。教育基本法第１６条は、教育への不当な支配を禁じていますし、そもそも同法第１４条自体が、子供たちに軍国主義を教え込み、戦争に駆り立てた戦前の教育への痛切な反省から自由闊達な政治教育を進めるために制定されたものです。たとえ文部科学省といえども、教育への不当な介入は決して許されません。そのことを申し上げ、私の冒頭の挨拶といたします。

それでは、質問に移ります。今回、私は大きく２つの問題について質問いたします。１つ目がごみ処理広域化計画の５年間延期について、そして２つ目が公設消防の免許取得助成の再開についてです。

それでは、１つ目のごみ処理広域化計画の５年間延期についてお聞きします。

まず、西部広域行政管理組合が計画している新しい一般廃棄物処理施設の稼働開始が５年間延期されました。延期の経緯と理由をお聞きします。

次に、物価高騰などを考慮した最新、これは令和７年度、もしくは今年度、令和８年度時点での工事費と処理及び維持管理費、さらに、それぞれについて日南町の負担額をお聞きします。

３つ目に、予定されている国の補助金は、計画が延期されても同じように交付されるのか、お聞きします。

そして、４つ目に、計画の延期に伴い、既存施設の稼働延長などが検討されるということですが、日南町はどのように対処するのでしょうか、お聞きします。

最後に、計画の５年間延期により、新たな施設の稼働開始は令和１９年度となります。計画されている施設は、現在でも国の３Ｒ、ごみを減量化、リデュース、そしてリユース、リサイクル、３Ｒの方針に反する施設ですけれども、令和１９年度にはさらに時代遅れの施設となり、たとえ完成しても稼働しない、無駄な施設になる可能性が高いので

はないでしょうか。この機会に広域化計画から離脱し、日南町独自に将来のごみ処理計画を策定してはいかがでしょうか。改めてお聞きします。

次に、大きな項目の2つ目、公設消防の免許取得助成の再開についてお聞きします。

まず、日南町が保有する消防自動車を運転するために必要な免許の種類、これはオートマチック、マニュアルの別も含めてですが、これをお聞きします。

次に、日南町が保有する消防自動車を運転するためには、オートマチック限定免許の限定解除、あるいは5トン限定準中型免許の限定解除や準中型免許の取得などが必要なケースがあるのではないでしょうか。限定解除、免許取得等に必要な費用と併せてお聞きします。

3つ目に、令和5年度と令和6年度に、町は消防団運転免許取得助成補助金の事業を行っていましたが、令和7年度以降、この事業を取りやめています。若い消防団員の方の運転免許取得助成は今後ますます必要性が高まると考えられます。事業を再開してはいかがでしょうか。町長の見解、お聞きします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（山本　芳昭君）　執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　岡本健三議員の御質問にお答えします。

最初に、大きな区分のごみ処理広域化計画5年間の延期についてということで、稼働開始の5年間延期の経緯と理由ということでの御質問でございます。

建設候補地につきましては、令和8年3月、地元の同意に加えまして、施設の近隣の営農をされてる方、あるいは事業者の皆様の御理解が得られましたことから、改めて施設整備のスケジュールを精査し、その結果を踏まえまして、令和8年4月開催の正副管理者会議におきまして現在の方針決定をしたものでございます。延期の理由としましては、建設候補地の関係住民の皆様への丁寧な説明に想像以上の時間を要したことに加えまして、環境影響評価に必要な期間、あるいは建設工事に必要な期間を改めて検証しました結果、安全性と確実な事業実施を期す観点から、施設の稼働開始の時期を5年間延期せざるを得ないと判断したものでございます。

次に、最新の工事費の費用と日南町の負担額という御質問ですが、令和8年度から9年度にかけまして、施設整備の基本計画のほうを策定する中で、改めて工事費、あるいは処理費、維持管理費が算定される予定となっております。こうしたことから、物価高騰等の影響を盛り込んだ令和7年度、または令和8年度時点での最新の工事費や処理・維持管理費、あわせて、日南町の負担額につきましてはということですので、現時点では具体的な金額をお示しできる段階には至ってないという状況であります。

国の補助金についての御質問でございますが、環境省の交付金につきましては、計画が延期された場合でも事業を実施する時点の国の制度や要件を満たしていれば交付は受けられることを前提としておるとこでございます。

日南町の対応についてという御質問でございますが、計画の延期に伴います可燃ごみ処理の対応策といたしましては、現在の日南町清掃センターの機能を延長して焼却を継続する方法のほか、公営または民営の別の施設で焼却を行う方法などが考えられます。しかしながら、現時点におきましては、こうした選択肢の中から町としての対応方針をお示しできる段階には至っておらず、安全性や処理の効率性、費用負担などを総合的に勘案しつつ、地元の皆さんの御理解をいただきながら今後検討を進めてまいります。

５つ目の、広域化計画から離脱し、日南町独自に将来のごみ処理計画を策定してはどうかという御質問でございます。広域化計画からの離脱につきましては考えておりません。理由としましては、ごみ処理施設の整備及び管理運営の事務は、構成市町村議会の議決に基づきます西部の広域行政組合の共同処理事務としてされておりまして、広域で処理を行うことが日南町にとっても適切であるとの考え方に変わりはないためでございます。

大きな項目の２つ目の公設消防免許取得助成の再開についてということで、日南町が保有する消防自動車を運転するために必要な免許の種類についての御質問でございますが、本町が保有する消防自動車ですが、いずれも車両総重量のほうが3.5トン以上５トン未満ということでありまして、道路交通法上でいきますと、準中型自動車というところに区分される車両でございます。したがいまして、その運転には準中型自動車免許以上の免許が必要となります。あわせて、本町の消防の自動車は全てマニュアル車でありまして、オートマ車限定の免許では運転できないというのが現状でございます。

次に、消防自動車の運転にはオートマ限定免許の限定解除などの必要なケースがあるのではないかということ、また、限定解除、免許の取得等に必要な費用についてという御質問でございますが、平成２９年３月１２日の法改正以前に免許を取得された方は、普通免許で５トン未満の自動車を運転できることから、町内の消防車は限定解除することなく運転が可能であります。一方、オートマの限定免許や法改正以降に普通免許を取得された方につきましては、車両の総重量3.5トン未満までしか運転できないため、オートマ限定の解除や準中型免許の新たな取得のほうが必要となってまいります。費用につきましては、教習所等により差はありますが、おおむねオートマ限定解除のほうが７万円程度、普通免許から準中型免許を取得する場合には２０万円程度の費用を要すると承知をしておるとこでございます。

最後に、運転免許取得の助成事業の再開ということでの御質問でございますが、当該事業につきましては、免許の限定解除や取得を希望する消防団員からの申請がなく、実際の利用が見られなかったこと、また、各分団で消防車を運転できる団員が確保されていたことから、令和６年度で事業のほうは取りやめをしております。しかしながら、今年度の新規入団者の中には、消防車を運転できるよう限定解除を希望する声も出てきております。若い消防団員の免許取得を後押しする必要性は高まっているというふうに認識をしております。このため、消防団の幹部会で各分団の実情、御意見を伺いながら、

助成の必要性、手法についてを整理して、事業の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本　芳昭君）　再質問がありますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　それでは、再質問、大きな項目の1つ目、ごみ処理広域化計画の5年間延期についてから順番に再質問していきます。

まず、その最初の、5年間延期の経緯と理由ということで、町長、建設候補地の関係住民への丁寧な説明に想像以上の時間を要したという答弁でした。このことをこの1番については中心にお聞きしたいと思います。

関係住民への丁寧な説明ということなんですけれども、施設のうち中間処理施設、つまりごみ焼却、そしてごみ発電もしようというこの施設の用地選定をめぐって、実際に起こったことをちょっと今ここで振り返ってみます。ちょっと長くなりますけれども、お聞きください。

まず、２０２１年8月に一般廃棄物処理施設整備基本構想が策定されました。つまり、今現在進んでいるこの計画の基になる基本構想ですね、これが２０２１年8月です。同じくその8月から用地選定委員会が始まりまして、２０２２年１２月には、この中で用地として名前が上がった県地区の自治会長が連名でこの撤回、その用地としての候補としての撤回を求める意見書を提出しています。その後、２０２３年3月には建設用地候補地が決定しておりまして、ごみ焼却施設を米子市の彦名町、最終処分場を米子市の新山・陰田町にするということに一旦決定しました。その後、２０２３年8月に彦名校区自治連合会から用地選定のやり直しを求める要求書という非常に強い要求書を、もう要求が通らないと話合いには応じないというようなことも書いてあった強い要求書が提出されまして、これを受けて、２０２３年１２月には意見調整委員会が設置され、その後１０回委員会開催されまして、彦名町の住民と西部広域行政管理組合の意見の両者からの聴取というのも行っています。その結果、２０２４年の5月に意見調整委員会が意見書を公表しました。そして、用地選定委員会に利害関係者、これは県地区候補地の候補に挙がっていた用地、さきの、２０２１年8月からの用地選定委員会の中で一つの候補として上がっていた県地区の自治連合会の会長が、利害関係者がこの用地選定委員会に含まれておりまして、用地選定委員会の除籍規定に反していたことを理由に、用地選定の結果を検証する第三者委員会の設置と、必要に応じて用地選定をやり直すということを求めたわけです。だから、ここで一旦用地選定が不適切な過程で行われたんだという、そういう意見が出たわけです。その後、この第三者委員会ということで、２０２４年7月に建設候補地選定検証委員会が設置されまして、7回開催されました。２０２４年9月、ここ、非常に短い、たった2か月間の検証だったんですけれども、２０２４年9月に検証委員会が検証結果報告書を公表して、利害関係者が用地選定過程で影響を及ぼし

ていないことが明らかにされたという、さきの意見調整委員会の結論を丸々覆してしまいまして、用地選定委員会の答申は有効という結論を出しました。その後しばらくたちまして、２０２６年２月には彦名校区自治連合会と関係４自治会から同意書が提出され、先ほど町長もおっしゃったように、３月には全体として、地元としては同意が取れたというような形になってるわけです。

本当に紆余曲折があって、一時は利害関係者が委員会に含まれてたということで、もうこれは規定に反するというような結論も出ていた。それにもかかわらず、最終的には米子市が、第三者委員会ということで、この第三者委員会建設候補地選定検証委員会の委員というのも、結局西部広域行政管理組合が選んだ委員ですから、その委員の検証委員会の結果をもって押し切ったというような形になっています。

そして、現在やってることは何かというと、ごみ焼却施設の建設を地元に認めてもらう代わりに、地元の施設の整備などの便宜を図るという、取引ですよね、一種のね、そういうことをやってるという。

これだけ紆余曲折があって、意見調整委員会が一度は用地選定のやり直しを求めたにもかかわらず、組合は用地選定をやり直そうとも計画を中止しようともしていないわけです。

まず、このようなやり方について、町長、これは適切だと思われますか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　手順的には間違ってないというふうに思っております。やはり、一定の施設でもありますし、周辺の環境っていうところをまずは調査して、一定の、どういいましょうか、地域を指定した中での、あとは地元の皆さんとのお話っていうことでありますので、人の話っていうところももちろんありましたけれども、最終的にはそういった内容も含めて、地元のほうの皆さんの同意を得られたということでありますので、正規っていうかどうかは別として、しっかりと地元とお話をさせてもらって、同意が得られたという流れであろうというふうに認識しております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　地元の人は、この経緯を見ても、そんなに喜んで同意してるわけではなく、やむを得ず同意してるということが見てとれるわけです。それで、今、西部広域がやってることは、原発を建てる場合などと同じで、迷惑な施設を受け入れる代わりに地元の施設整備をするという、そういった便宜を図るという取引をしていると。お聞きしたいのは、こういうやり方でいいんですかということです。これだけ反対の大きかった施設について、やはり取りやめるということも含めて再考したほうがいいんではないかということをお聞きしてるんですが、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には、一般可燃っていうか、ごみは処理するっていうのが、しないといけないっていうのが前提でありまして、そのごみ処理っていう、一般廃

棄物の処理事業っていうのは、やっぱり自治体の責務っていうところにあるというふうに思っております。ですから、その責務を全うする、あるいは事業を推進するっていう話の中で、当然、特に該当の地域の皆さんには用地を提供していただくということだろうと思っておりますので、その事業の趣旨について、地元として賛同をいただいたということでありますので、正当な考え方っていうか、流れだろうというふうに思っております。その中で、多少地元からの御要望っていうところは、当然いろんな事業をするに当たっても、大なり小なりって言やあおかしいですけど、それが一つの条件かどうかは別として、希望があるっていうのはどの事業を推進するにしてもあろうかなというふうに思っておりますので、ただ、あとは、中身的なところはもちろんこれから整理をしていくっていうことにはなろうかなと思いますが、今までの流れ的にはしっかりと説明をして、納得をして同意を得られたというふうに私は思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ごみ処理が自治体の責務であるということは、それは当然のことなんですけれども、問題はその方法です。この方法、9市町村のごみを米子市の1か所で処理するという方法にあくまでも固執するか、それが必要なのかどうかと、そのことが顧みられてないんじゃないかというふうに思うので、一旦決めたことは、もうそのままどんなことがあっても進めますという、行政にありがちな態度ではあるんですが、そういうやり方に私には見えるのでお聞きしているわけですが。それで、じゃあ、ちょっと質問を変えますけれども、住民の方の同意ということで、地元の関係住民の方の同意が取れたということは、まあまあ、もちろん個人的には反対してらっしゃる方もおるのも知ってますけれども、地元の自治会とか、そういう単位では同意が取れたというのは認めるとして、では、この計画は西部の9市町村にまたがる計画なんですけれども、9市町村の住民全ての同意がきちんと取れてるのかどうかということをお聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には、広域行政っていうところの中の一つの事業として、この一般廃棄物処理についても従前から話合いを進めながら、基本的なところの、全ての市町村が合意をするっていう形の中で進めてきております。当然、将来的なところのそれぞれの在り方とすれば、それぞれっていう話も従前のようにあるというふうに思っておりますが、将来的なところの財政負担も含めながら、やはり広域すべきところは広域する、地元でそれぞれやるべきことはやったほうがいいという事業もあろうかなというふうに思っております。今回の場合は、西部広域全体の中で進めましょうということで、全ての市町村の合意の中で進めてきてるという事業であります。私もその考え方でこれからも進めていきたいと思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　問題はその同意ですよね。このごみ処理の事業を広域化

すると、この事務を広域化するという、この同意が、皆さんしたというのがいつなのか、覚えてられたら、ちょっと答弁お願いしたいですが。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　ちょっと年は、正確な年はちょっと申し上げられないですが、以前からもともとは広域でやりましょうっていうところがありました。それこそ、第一弾と第二弾があるというふうに御理解いただけばと思いますが。第一弾からの段階でも、かなり前からこの話、事業を統一して皆さんで頑張りましょうっていうところはありましたけど、一時、離脱っていうところの市もありました。ですが、その後の経過の中で、改めて、どういいましょうか、各市町村というか、連合のところもありますけど、その必要性が高まったということで、改めて方向性を確認して現在に至ってるというふうに認識しております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　町長がおっしゃる、その2段階の中の一番最初の同意というのは、多分２００１年の話だと思うんですよね。２００１年にごみ処理事務の事務を広域化するということが決まった。でも、今２０２６年ですから、それから四半世紀がたってるわけです。確かに、おっしゃるとおり、２０２１年の8月の基本構想の策定の前に、改めて9市町村の同意というのは取ってはいるわけですけれども、でも、既にその時には、広域化することは既定路線としてあったわけで、そのことに対して、その後の私たちをめぐる状況の変化というのがきちんと考慮されたとはとても思われないわけです。国もサーマルリサイクルはリサイクルではないということを、この計画、基本構想が策定される前に、当時、小泉環境大臣でしたかね、が、きちんと国会で答弁していたというのもありますけれども、微妙に補助金が終わるタイミングとずれていたために、滑り込みで補助金を申請して、この計画を実行してるというのが現実だと思います。

具体的な環境問題について言えば、プラスチックごみによる海の汚染ですとか、マイクロプラスチックによる環境汚染、場合によっては水道水の中にもマイクロプラスチックが含まれているというようなことが言われています。地球温暖化は、ＩＰＣＣが温暖化防止の目安としていた産業革命前と比べて1.5度の上昇と。これを超えてはいけないよと言っていたわけですけれども、この上昇を、既に２０２４年度に突破してしまってるわけです。こういうように非常に厳しい状況、毎年の猛暑と寒波などの気候変動は世界中でいよいよ切迫してきているわけです。

このような状況で、計画が今回5年間延期になったっていうことは非常にいい契機だと思います。ですので、改めて9市町村で住民の方の意見もきちんと聞いて、もう一度どうするのか議論をしたほうがいいんではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　各市町村につきましては、それこそ各市町村ごとに、日南町なら日南町というところの中で、トップである私も判断もしておるとこでありますし、皆

さん方にも情報提供しながら同意を得てきてるというふうに認識をしております。環境問題っていうところはもちろんありますけれども、やっぱりこういう広域でしましょうっていうところは、それぞれが持っておった現施設当たりの耐用年数だとか、将来的な財政負担も含めてですが、そういったところをにらんで、やっぱり一緒になってすべきだという基本的な考え方にのっとった形で今進めてきてるというふうに認識しておりますので、それぞれの市町村で責任を持って、統一的な広域の中で事業をしましょうということの方向性だというふうに私は思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　今、将来的な財政負担も含めてというお話があったので、そちらのほうに、ですから、あれですね、この大項目の1個目の2番から5番目の質問になりますが、これらはちょっと相互に関連してるので一緒に再質問させていただきますけれども、財政負担という面が一つの焦点ですけれども。まずお聞きしたいのは、令和5年度の時点で、ごみ焼却施設の建設費だけでも総額が３０９億円、基本構想の２２８億円から８１億円も上がってるということです。これは以前の一般質問でも指摘しましたけれども。その後も資材高騰が続いてまして、最近では米国のイラン攻撃によるナフサ不足などもありますし、最新の工事費というのは相当に高くなってるというふうに考えられます。今年度から9年度にかけて、改めて工事費等を算定するという最初の答弁でしたけれども、そのときに、やはり財政のことを言うんであれば、別の案ですね、つまり、現在ある施設を長寿命化するとか、あるいはほかの施設ですね、公設、公営、民営、民営がいいかどうかちょっと分かりませんけれども、公営のほかの施設を使うということも含めて、これも合わせて見積もるという必要があるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には、物価高っていうのは全てのところでありますので、改めて工事費を、見積りを新しい形の中でつくっていくというのは当然のことだろうっていうふうに思っております。それが各市町村ごとにっていうか、今、現状の施設も当然5年間延長っていうところになりましたので、それぞれの市町村で現存の施設の対応については検討していかないといけないっていうふうに思っております。当然そこにも物価高が加わってくるっていう話でありますので、ですから、進捗をするための改めての基本計画っていうところの中で工事費の見積りもそうですし、それに伴います、それぞれの関係の市町村の負担額っていうところは当然上がってくるものだろうというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いや、今おっしゃってるのは、新しい施設に対する負担額ですよね。そうじゃなくて、私が申し上げているのは、それと並行して、別の案について、既存施設の長寿命化というようなことを含む別の案についても、やはりこの際検

討すべきではないですかということを申し上げてるんですが、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　当然、5年間延長しますので、ということだけは事実ですので、それに伴って、現状、日南町でも、日南町清掃センターの改めてその5年間延長することについての在り方については当然しないといけないっていうふうに思っております。ですから、次のところにもつながるのかもしれませんが、改めてその辺は整理をしていくっていうことは必要になるというふうに思っておりますので、そこは着実に検討を進めていきたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　5年間だけじゃなくて、ずっと使う場合も試算したらどうですかという問いなんですけども、どうですか、もう一度。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的な考え方は、もう広域でするっていう考え方であります。そこに変わりはありません。ですから、それまでの間については当然現状の責務がありますので、その対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そうなると、従来の路線を変えるつもりはないという、ほかの案を検討するつもりもないという御答弁ですね。それは非常によろしくないと思うんですが、ちょっと質問を変えて、補助金についてお聞きしますけれども、補助金、環境省の、恐らく循環型社会形成推進交付金というのが主な交付金になると思うんですけれども、この交付金について、西部広域行政管理組合にも聞き取りをしたんですけれども、国は毎年地域計画に基づいて金額を要望しているということで、町長の答弁も事業実施時点の要件を満たしていれば交付されるというような曖昧な答弁だったんですけれども、それは結局は国の方針が変われば、補助金が交付されないということもあり得るということなんじゃないですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には、やっぱり行政事務っていうところでありますので、確かに補助金が変わればって言やあそのとおりだと思いますが、補助金がなくなる、あるいは大きな補助金上の変換点があるということが発生すればの仮定の話ですが、当然低くなったりっていう話はありますが、そのことを言い出しますと計画がつくれないっていう話になりますので、現時点の中の方向性の中で条件等をにらみながら、あるいは環境省の方向性っていうところも確認しながら、どういいましょうか、事務の執行のほうに努めていくっていうことだろうと思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　その環境省の方向性について、先ほども申し上げましたとおり、やっぱりこういうごみ発電という施設はもう時代遅れだということが、サーマ

ルリサイクルはリサイクル認めないという方針が、もう２０２１年以前の段階で出てるわけです。あと、世界情勢という環境問題の情勢ということも先ほど申し上げたとおりで、これはむしろ、こちらから国に方針を変えてくださいと言ってもいいくらいのもんだと思いますけれども、そこはいいです。

それで、別の可能性として考えたときに、例えばごみ焼却施設を、日南町も今、江府町と日野町が利用しているクリーンセンターくぬぎの森を利用することにすれば、くぬぎの森の長寿命化と日南町クリーンセンターの解体事業を併せて、先ほど申し上げた循環型社会形成推進交付金が交付されるんじゃないでしょうか。だから、国は現状の事業に対しても、確かに補助金出すと言ってますけれども、そうではない、別の可能性に対しても補助金を出すと言ってるわけです。だから、国としてはきちんとそれを踏まえて、各自治体に検討してほしいという、そういうことなんじゃないですか、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　現時点では、いわゆる日野町も江府町も広域の中で進めるっていう話の方向性であります。ですから、先ほどの例えばの事例っていうところはあろうかなとは思いますが、そこの議論をすることはないというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　だから、そこなんですよね。そこを現在の状況を考えて、国も交付金を出すと言ってる、ちょっとそこをまず、でも、確認しますけども、先ほど申し上げた長寿命化と解体と合わせた場合でも補助金の可能性はありますよね、そこをまず確認させてください。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　それは、計画上できないということではないとは認識しております。ただ、流れ的にも、もう西部広域の中でやりましょうっていう方向で今進めてる状況であります。そこは御理解いただきたいというふうに思っております。ですから、それ以外の方法論はありますけど、その具体的なところの方向性はないというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　ちょっと平行線ではあるんですけども、私が言ってることは、だから、それをひとつ突破していただいて、日野町、江府町も広域でやると言ってるとはいうものの、その中で中村町長がリーダーシップを取って、それこそ３期目の目玉政策の一つにしていただいて、別のごみ処理の方法を考えるということをやっていただきたいというのが私の意見です。

それで、別の解決策という意味で、ちょっと一つの提案というか、例を挙げてみたいと思います。紙おむつの件ですね、前にも申し上げましたけれども、今、町ではごみの減量化の作戦というのをやってると思うんですけれども、減量大作戦を実行中ですけれども、これ、昨年度は上半期達成しましたけども、下半期は残念ながら達成できなかっ

たということがあります。この可燃ごみがなかなか減らない原因というのをどういうふうに分析されてるか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　今、一生懸命、現場も含めてですが、減量化に向けてのＰＲっていいましょうか、協力依頼っていうのをしておりますし、御承知のとおり、役場の中の玄関の入り口にもその経過的なところを示させていただきながら、町民の皆さんに御協力っていうところだったというふうに思っております。

今、これからできることっていいますと、現状から見ると、どういいましょうか、リサイクルに回れるようなものの一部的なところはそういったところに回していただいて、可燃ごみの量全体を少なくしましょうっていうところの中で、協力依頼をさせていただいてる中の今現状だろうっていうふうに思っております。ですから、町民の意識っていうところは、そういうふうに可燃ごみの減量化に向けての意識っていうのは高まってきてるっていうふうに思っておりますので、少し長い目で頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ちょっと抽象的な答弁しかなかったんですけども、具体的に言うと、ホームページ上には令和6年度までのごみ質検査の結果があります。これを見ると、減量大作戦が令和6年度から始まったので、その結果しか私にはちょっと見れないんですけれども、令和6年度と令和5年度までを比較すると、紙ごみがやや減ってるという感じはします。ただ、プラスチック類と生ごみはあまり変わってないというふうに見受けるんですが、この傾向は令和7年度も変わってないんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　先ほどの御質問については、担当課長のほうから述べさせます。

○議長（山本　芳昭君）　宇田課長。

○環境エネルギー課長（宇田　聖子君）　ごみ質検査の結果について説明いたします。令和6年度ごみ質検査、年4回ごみ質検査を実施しておりまして、その単純平均になりますけれども、令和6年度ごみ質検査については、紙類が５0.２％、ビニール、皮革、ゴム類が１8.５％、木、竹、わら類が3.３％、厨芥類が２２.３％、大きなものがそれになります。それに対しまして、令和7年度の結果につきましては、紙類が６５％、ビニール、皮革、ゴム類が１8.５％、木、竹、わら類が3.１％、厨芥類が9.７％ということで、少し紙類のほうがまた割合として増えてしまっているというふうに整理しております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　分かりました。そうですか。そうすると、紙は減りましたねっていうことは、なかなか言えないというのは分かりました。

ただ、どっちにしても、ちょっと一つ考えてほしいのは、やっぱり先ほど申し上げた紙おむつなんですけれども、紙おむつが可燃ごみのどのくらいの割合を占めてるのか、

平成２７年から２９年は6.9％から１0.0％というふうにごみ質検査の中で公表されてるんですけれども、最近のごみ質検査の中ではちょっと紙おむつという表記がなくて、紙おむつの割合は調査してるのか、あるいはほかのものに含まれてるのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（山本　芳昭君）　宇田課長。

○環境エネルギー課長（宇田　聖子君）　現在、紙おむつについて特に調査してるようなものはありませんで、先ほど岡本議員おっしゃられました、以前は紙おむつについての割合が出ていたということについて、すみません、私、そこまで認識を詳しくしておりませんので、それにつきましてはまたちょっと勉強しておきたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　現状どこに含まれてるかも分かりませんか。

○議長（山本　芳昭君）　宇田課長。

○環境エネルギー課長（宇田　聖子君）　紙おむつが、紙だけでなくって吸収の、何ていいましょう、ポリマーのようなものがありますので、紙とプラ類のほうに分かれているのではないかと思いますが、その辺りちょっと、調査する業者のほうにも確認をしてみたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　じゃあ、現状がちょっと分からないということですけれども、それでも何せ、平成２７から２９の結果を見れば、6.9から１０％、これ、乾燥重量ですからね、水を含んでない状態で最大1割程度を含めてるということなので、水を含んでたらこの１０倍とか、そのくらいの重量がある紙おむつです。それですので、しかも、今おっしゃったとおり、紙おむつはパルプとプラスチックからできてますので、焼却すれば確実に二酸化炭素を排出しますし、水分を含んだ紙おむつというのは重くなるんで、輸送にもたくさんのエネルギーを使います。

　これについて、広域化にとらわれず、ぜひ日南町独自の方針を取ってリサイクルをしてほしいと思うんです。ここでも、単独ではなかなか施設を買うのも難しいかもしれませんが、日野郡3町で1か所リサイクル施設を設けるというようなことを考えれば、財政的にも楽になって、可能性が出てくるんじゃないでしょうか、どうでしょうか、町長。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　御承知のとおり、リサイクルについては西部広域全体の中で事業展開をしております。改めて日野郡の中でそういった施設を造ってっていうことになると、やはり財政的にもそうですし、効率的にもあまり効果的な数字は出ないという判断をしております。ですから、既存の西部広域の中で、一括した形の中で整理する方向っていうのは、これも広域の中での一致した考え方というふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　いや、紙おむつについては、実際に南部町、伯耆町は現在既にリサイクルしてますし、別に広域もそれをやるなとは言ってないと思いますし、財政的にも効率的にもっていうことも含めて、確認できませんかという、そういう可能性を追求できませんかということなんですが、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　今のところ、私はその考えはありません。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　なかなかこの件に関しては、前からそうなんですけども、町長もやはり足並みをそろえてということなんですかね、非常にかたくなでですね、ちょっとぐらい試算をしていただいてもいいんじゃないかと思いますが、なかなか分かっていただけないですね。

　鳥取県西部は、灰溶融炉を建設しながら、数年しか稼働せず、建設費も解体費にも莫大な費用がかかるというような、無駄なことをやってしまった苦い経験があります。先ほども申し上げたとおり、今度の計画も、稼働が今から１１年後の令和１９年度というふうになると、今よりも環境への配慮がずっと必要になる、そういう時代になるでしょう。そうすると、このまま計画を進めても、造る目途、使う目途がつかなくなるのではないか、国の補助金についても出なくなるのではないかというふうなことを危惧してます。ですので、５年延期した機会に、改めて違う可能性をきちんと検討すべきだと思います、本当に。先ほども申し上げたとおり、ぜひ中村町長にリーダーシップを取って、日野郡で、あるいは場合によってはもう少し広い範囲でもいいですけれども、別の方法を検討をしてもらいたいと思うんですが、最後にもう一度、町長、お願いできませんか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　先ほどおっしゃられました環境的な配慮につきましては、これから改めて基本計画っていうのをつくり直すっていうところに至っております、これからの話ですから。ですから、そこの中でやはり配慮すべきもの、あるいは考え方を少し変えていくものっていうのはあるとすれば、その計画の中でしっかり練られるというふうに思っておりますし、私たちもその説明があれば、その辺についての意見交換はできるかなというふうに思っております。ですから、これから人口減少っていうところの社会の中で、効率的にやるべきことと、それぞれが担うことが効率的なことっていうことだってあろうかなというふうに思っております。ですから、この一般廃棄物処理のごみ処理につきましては、やっぱり広域的にするっていうのが基本的な姿勢ですし、周辺の皆さんもその方向で確認をしておりますので、ということだというふうに私は思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　町長の答弁を聞いてると、何かちょっと人ごとのような感じを受けます。これから基本計画をつくり直すっていうのは、これは西部広域の話で

すよね。でも、ごみ処理については、基本的には各自治体の責任で計画をつくって処理するというのが国の法律にのっとったやり方ですので、ぜひ町長には町独自での考えをきちんと打ち出していただきたいと思いますが、その件についてはなかなか難しい、現状でイエスという答弁をいただくのは難しそうなので。

次の大きな項目の２つ目の、公設消防の免許取得助成の再開についてということで、残りの時間、お聞きします。

まず最初に、必要な免許の種類に関して、これ、確認をさせていただきたいんですけども、先ほどもおっしゃったとおり、平成２９年３月に制度が変わりまして、普通免許で運転できる自動車の最大積載量が3.5トン未満というふうになりました。日南町、現状では消防自動車、3.5トン以上5トン未満、総積載量がですね、というものばかりということだったんですが、ただ、メーカーのほうは、この制度改正に伴って、従来の消防自動車のポンプ性能を確保したまま最大積載量を3.5トン未満としたような車両も開発しています。ホームページを見ると、実際に。そのような軽量の新型車両を利用すると、それで免許要件をクリアするというようなことは日南町では考えておられないのか、そこを確認したいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　担当課長のほうから、その辺は説明をさせます。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○総務課長（渡邊　輝紀君）　先ほどの御質問でありますが、現在そういう車両があるということは承知はしております。ただ、今、町有車両といたしまして一番古いものでも、平成２２年に導入したものが一番古いというような状況でありますので、またそういった更新の時期が来ました際には、そういった消防車の導入ということも検討には入れていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そうすると、分かりました。当面は、やはり準中型免許を取る必要があるという、そういう前提で、そしたら質問させていただきますけれども、２番目の、限定解除が必要か、免許取得が必要かと、それと費用がということについて、ＡＴ限定解除ですとか中型の免許取得が必要で、費用は限定解除が７万円、免許取得には２０万円程度必要ということでした。これは、個人で支払うには決して少ない額ではないわけです。提出していただいた資料によれば、準中型免許を取らなければならない団員が現段階で既に３人おられます。この方たちは、もし個人で取るとしたら２０万円程度支払わなければいけないということで、なかなかすごい負担だと思います。

それで、実際、補助制度を今まで利用した方は１人で、利用が少なかったのでやめてしまったということなんですが、この現状を見て、先ほど答弁では意見を聞きながらということだったんですが、消防団の幹部会で意見を聞くということだったんですけれども、実際にそういう方が、対象になる方がおられるわけですから、もう町として普通に、

早めに今年度の補正予算で対応するということをしたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　現在、対象となるべき方っていうのが4.3％ということでありまして、ですから、特に若い、新しく新規加入した若い団員の方かなという、ちょっと想定をしておるとこですけども。いずれにしても、車両を運転するっていうところは、必ず1名は必要っていうところでもありますので、ですから、その若い団員、あるいは免許を取得しなければならないっていう形の位置づけかどうかっていうところも含めて、幹部会の中で各分団の事情を把握させていただきながら進めていければというふうに思っております。御承知のとおり、既に実績は、しとるとは言いながら実績があるということでもありますので、その辺を含めながら、これから協議のほうを進めていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　対象4.3％とおっしゃってましたが、これを聞くと、確かにほかの人が運転するからいいのかっていうような感じもしなくはないんですけれども、ただ、実際には、公設消防の方というのは、平日ですね、休日働かれる方もいるかもしれませんけれども、普通にほかのお仕事で働いてらっしゃる方です。お聞きした話によると、多くの方はもう直接現場に駆けつけるというふうにお聞きしてます。ですので、消防自動車を動かすには二、三人、消防自動車がある機庫に来て動かせばいいというわけで、その二、三人、もちろん現状では多分二、三人で、1人も運転できないっていうことは、現状ではあり得ないとは思うんですが、可能性は低いとは思うんですが、これからそういう若い人だけが集まってきてしまって、誰も運転できないというようなことも出てき得ると思うんですよね。だから、その辺はちょっと、4.3％という数字だけでなく、本当に各分団の事情をよく聞いていただきたいと思います。

それと、あと、別の問題として、以前の令和5年、6年度の助成を受ける条件として、この助成を受けて運転免許を取得した後、継続して5年以上消防団に在籍しなければならないという条件があります。この5年以上との条件が適切かどうかっていうことですね。この条件を理由に助成を受けなかったというケースもあるというふうにお聞きしてるんですが、いかがでしょうか。この条件については、町長。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　この事業の要綱についてですが、基本的には、消防の皆さんとも協議の中で内容を整理した形だろうというふうに思っております。ちょっとその辺の条件っていうところが、仮にどうこうって、気持ち的には長く団員として残ってほしいよっていうところもあろうかなというふうに思っておりますので、公費で免許を取得するっていうことでありますので、どういいましょうか、消防団の役割っていうところももちろんありますけど、一定の期間は地域の皆さんに貢献していただきたいということ

の趣旨も入ってるというふうに認識しておりますので。これについてのまた消防団っていうか、幹部の皆さんとも再確認をしていきたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　確かに、長く働いていただきたいという、消防団員としてですね、それは私も同じ思いです。ただ、人生設計が必ずしも固まってない若い方にとって、5年以上できるかどうかっていうことはなかなか分からないという面もありますので、ぜひ消防団の方とも話し合って、町長おっしゃるとおり、その点、検討していただければと思います。助成金の交付の条件で縛るのではなくて、若い方が住みよい町にすることで長く日南町に住んでもらって、消防団員を続けてもらうっていうふうにするのが理想ではないかというふうに思います。

それで、あと、もう一つの問題として、限定解除や免許取得をしてすぐに実際の戦力としてポンプ車の運転をして火災の現場に出動できるものかどうかということもあると思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○総務課長（渡邊　輝紀君）　基本的には、車が運転できれば、現場のほうには駆けつけるということは可能かというふうに思います。ただ、現場に行って、放水作業でありますとか、消防車に吸管を水につけて水利を確保するとか、そういった部分について、やはり通常の、通常といいますか、ふだんからの訓練というものが必ず必要になってきます。ですので、免許を取れたから、火事、実際の現場のほうで活躍できるかというところには疑問はありますが、やはりそれは通常からの訓練の中で養っていただく。

先ほど車の免許の話もありましたが、団員の中には運転が、やはり皆さん御存じかと思いますが、上手な方と若干不得手の方とあると思います。そういった中で、やはり車体が大きいということもございますので、運転したくない、免許は取りたくないっていう方も恐らくいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。各団とも、大体消防車を運転される方はある程度決まっておりますので、その方が運転をして現場のほうに駆けつけてというような形でやっておりますし、基本、1人では消防車のほうも出動しないようにしております。二、三人集まってから現場のほうへ駆けつけるというような状況になっておりますので、そういった面で、なかなか免許を取ったからといってすぐに活動できるというふうには認識はしておりません。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　言いたいことは、すぐに、もちろん運転だけじゃなくて、ほかの放水をするやり方とか、消防自動車のほかの面の扱いということも含めてではあるんですけれども、特に運転の場合、免許をそもそも取得したり、あるいは限定解除しないと、公道を使って練習をするということもできないわけです。ほかの訓練は多分免許なくてもできますけれども、運転については免許取得や限定解除しないと練習も訓練もできない。だから、そういう意味でも早めに免許を取得、限定解除というものをやっ

ていただきたいと思うんですよね。そういう意味でもこの補助は復活させてもらいたいという、そういうのが私の意図です。

それで、あと、もう一つ別の問題として、別の問題というか、それに関連してですけれども、そういった運転技術の向上、もちろんうまい下手というのはあって、下手な人に無理やりやってくれというのもなかなか酷ではあるんですけれども、でも、やっぱり運転の練習をすれば上手になるというのがあると思うんですけれども、この日常の活動の中で運転技術の向上を図る機会というのがあるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　一般的にはないというふうに思っております。それはしようと思えばできるっていう話はあるかもしれませんが、公道以外でっていう話は。ただ、やっぱり免許を取得するっていうのは本人の意思があるから取得するんであってというところが前提になるっていうふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ごめんなさい、お聞きしてるのは、限定解除とか免許取得をして、公道で一応、法律上は運転できるよっていう人に対して、各団でそういう人たちの技術向上をする機会があるかどうかという、そういう質問だったんですけども、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○総務課長（渡邊　輝紀君）　なかなかそういった車の運転のためだけに訓練というのはあまり今までもないというふうには感じておりますが、例えばいろいろな水防訓練でありますとか、町の総合防災訓練、そういった際に、消防車のほうも動きますので、そういった際に運転をしていただく、緊急時ではなくて、平常時のそういった訓練の中でやっていただくということは可能かというふうには考えております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そうですか。これは多分、消防、各分団によっても違うんでしょうけれども、私がお聞きした話だと、定例、毎月訓練をしていると。その中で自動車の運転の訓練もしてるという、毎回かどうかは知りませんけれども、そういう分団もあるとお聞きしました。ですんで、そういった日常の訓練という中で、各分団に車の運転についてもトレーニングしてもらえるように、ベテランの慣れた方がついてトレーニングしていただけるようにという、そういう、何ていうんですかね、そういうことを条件にするというか、そういうことを進めていけば、この助成を再開したとして生きてくるんではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　当然、人が替わりますので、どこかでは替わるっていう話でありますので、そのときには運転を中心に、どういう形になるかは別として、ある程度特定の人っていうところが各分団の中で定められるっていうふうに思っております。それ

が１人なのか２人なのか３人なのかっていうところはあろうかなと思いますが。ですから、その段階では当然、訓練というかどうかは別として、やっぱり経験を積んでもらうっていう時間帯はそれぞれが考えられるというふうには想定をしております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　どうなんでしょうね。ちょっと私もすみません、全部の団を聞いて回ったわけじゃないんで、やり方が、そういうふうに世代交代が迫ったときに誰かを準備するという形でやってるというところもあるでしょうし、やっぱり若い方には基本的にはみんな運転できるようにしてもらいたいというふうな方針でやってるとこもあるんだと思うんですけれども、基本的には、私はせっかく入っていただいたんなら、ちゃんと戦力として運転もできるようになって参加していただきたいというふうに思います。

それで、あと、訓練に関連してお聞きしたいのが、例えば先ほど申し上げたように、定例の訓練の中で、定例の訓練というのをやってる団とやってない団があるのか、この辺の実情も、ちょっと実情をまずお聞きします、定例の訓練っていうのをどの程度実施されてるのかどうか。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○総務課長（渡邊　輝紀君）　申し訳ありません、私ども全部把握してるわけではございませんが、いろいろ機会を捉えてやっておられるというふうには考えております。例えば新人さんが入られた際には、まず一番大事なのが放水ができることっていうことで、そういったホースを持って水を出してみるとか、消防車の基本的な操作方法、ポンプの操作方法、そういったところを訓練されたりとか、定例的に月１回集まって、そういった機械の、機械といいますか、車の点検も兼ねながら練習をされておる、訓練をされておるというようなことも聞いておりますので、そういったのが現状かというふうに思います。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　訓練やってるところもあるということで、そういうときに、条例で出動報酬が定められていますけれども、この出動報酬は支払われるんですか。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○総務課長（渡邊　輝紀君）　自前っていいますか、独自のそういったものについてはお支払いはしないですが、町全体で招集をかけるというような訓練については報酬のほうはお支払いをしとるとこでございます。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そこですよね。だから、団で自主的に、言わば自主的にやってる日常の訓練については出動報酬は支払われてないということ。年額報酬に含まれてるという、そういう捉え方なのかもしれませんけれども、その辺もちょっと工夫をしていただいて、免許取得の助成を生かすためにも、例えば車の運転の練習ということ

に限定してもいいですけれども、そういった訓練にも、ベテランのトレーニングをして、つけるほうとトレーニングしてもらうほうにも指導報酬というものを出すということにすれば、よりそういった運転技術の向上ということにも、新しい人のですね、つながっていくのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　当初、冒頭の中で回答させていただいたとおりです。必要性があれば、そのことは考えたいっていうふうにお答えしました。ですから、分団の中での皆さんとお話をさせていただきながら、その中での該当する人がおるとかおらないとかっていうところは消防団の皆さんとも幹部会の中できちんと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　協議をしていただいて、もちろん当事者の方の意見を聞いていただくことはすごく大切なことですので、ぜひ意見をじっくりと聞いていただいて、消防団の方の本音を聞き出していただいて、必要な補助事業を再開していただきたいと思います。

それでは、少し時間が余ってますけれども、私の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を１０時２５分からといたします。

午前１０時１２分休憩

……

午前１０時２５分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　報告第１号　及び　日程第３　報告第２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの議案書ファイルをお開きください。２ページから７ページ。

日程第２、報告第１号、令和７年度日南町繰越明許費繰越計算書について、日程第３、報告第２号、令和７年度日南町病院事業会計予算繰越計算書の報告について。これについては、地方自治法施行令第１４６条第２項、地方公営企業法第２６条第３項及び地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、それぞれ報告が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　報告第１号、令和７年度日南町繰越明許費繰越計算書についてでございます。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりまして、令和７年度の

日南町繰越明許費繰越計算書のほうを別紙のとおりつけておりますので、本議会のほうに報告するものでございます。一般会計等の繰越計算書につきましては資料のとおりでありますが、総額は5億1,３６２万5,１０３円でありまして、１２の事業につきまして、繰越しをしておりますので、報告をさせていただきます。なお、内容につきましては、それぞれの事業で御覧いただければと思っております。

続きまして、報告第2号、令和7年度日南町病院事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。地方公営企業法第２６条第2項ただし書の規定によりまして、令和7年度の日南町病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。病院の事業の関係ですが、医業費用の中の手数料ということで、繰越額のほうですが、１８６万6,６６５円を繰越しをさせていただいております。内容につきましては、説明のところを御覧いただければと思います。

以上、説明のほうを終わります。

○議長（山本　芳昭君）　これより、各報告に対する質疑を許します。

まず、報告第1号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、報告第2号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で報告第1号、第2号の報告を終わります。

日程第4　議案第５１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット8ページ。

日程第4、議案第５１号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第５１号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することにつきまして、地方自治法第２５２条の7第3項におきまして準用する同法２５２条の2の2第3項の規定によりまして、本議会の議決のほうを求めるものでございます。

内容ですが、鳥取県及び県内市町村等と共同で設置する鳥取県行政不服審査会につきまして、構成団体であります米子市日吉津村中学校組合が解散によりまして脱退することから、別表より同組合のほうを削るものでございます。御承知のとおり、令和8年の3月３１日に米子市日吉津村中学校組合の解散がありましたので、その解散に基づきまして、どういいましょうか、不服審査会の構成団体のほうから削るという内容でござい

ます。

なお、この規約のほうですが、令和８年４月１日からの施行ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５１号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第５１号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　議案第５２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット９ページから１０ページ。

日程第５、議案第５２号、日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第５２号、日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。

予防接種健康被害調査委員会に係ります事務の委託に関する次の規約を定める協議を鳥取県とすることにつきまして、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法２５２条の２の２第３項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、鳥取県に予防接種健康被害調査委員会に係る事務を委託することにつきまして、新たに規約を定めるため、本議会の議決を求めるものでございます。今回の鳥取県への事務委託ですが、県内１９市町村ありますが、１７の市町村が県のほうへ委託するものでございます。米子市と鳥取市を除く全市町村ということであります。施行期日ですが、令和８年７月２日という期日にしております。これにつきましては、倉吉市議会が最終日がこの日付というところがありますので、県内の構成の市町村の議会の最終日ということで、その施行期日を設定をさせていただいているものでございます。

なお、委託する事務の範囲ですが、主なものとしまして、予防接種の健康被害調査委員会の設置と委員会の運営事務というところでお願いをするものでございます。それ以外の定めもいろいろありますけど、基本的には何かあったときには県のほうの調査委員会のほうに委ねるっていう内容でございます。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　１０ページの規約がありまして、その第１条、委託事務の範囲ということの中に、予防接種法第１５条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る云々というところがあります。この定期の予防接種等ということですね。つまり、この委託の事務に含まれる範囲というものを教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　定期接種の範囲でございますけども、６５歳以上の方におかれましては、Ｂ類というところで、インフルエンザ、コロナ、肺炎球菌、帯状疱疹の４種類がございます。それから、若い世代でございますけども、若い世代でいきますと、生後２か月ぐらいから行いますＲＳウイルスでありますとかロタウイルス、それから５種混合ワクチンでありますとか、その他、大体１２歳ぐらいまでに接種を行うＡ類疾病の予防接種、こちらが定期接種に該当しております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　具体的に言っていただいたんですけども、要するに、あれですね、法律で定められて、基本的に公費負担で行う予防接種についてこの事務を委託するという、そういうことでよろしかったですか。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　お見込みのとおりでございます。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そうすると、関連でお聞きするんですけれども、任意の予防接種については、この健康被害があった場合には、どういう扱いになるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　任意接種につきましては別の仕組みとなっておりまして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法という法律の中の医薬品副作用被害救済制度というものがございまして、こちらのほうにつながりまして請求を行っていくというような仕組みとなっております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　分かりました。

最後、確認ですけれども、委託事務になるこの場合、今回の規約から出てる場合と、それと今おっしゃった任意の予防接種、独立行政法人が担当してるんですかね、その場合、委託だったりほかの機関がやってたりしますけれども、被害を訴えて、救済措置までフォローしてくれる、その窓口は日南町役場の福祉保健課がやるという、そういう理解でよろしかったですか。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　そのように考えております。

○議長（山本　芳昭君）　そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５２号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第５２号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６　議案第５３号　から　日程第１２　議案第５９号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１１ページから。

日程第６、議案第５３号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）、日程第７、議案第５４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、日程第８、議案第５５号、令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）、日程第９、議案第５６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１０、議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）、日程第１１、議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）、日程第１２、議案第５９号、令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）、以上、補正予算関係７議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第５３号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,３５８万6,０００円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７５億1,２０１万円とする内容でございます。

主な補正の内容でございますが、あかねの郷の介護人材育成拠点整備事業につきまして、工事費の建築材料が価格高騰によりまして予算不足が生じる見込みでありますので、その補助金の額を増額するものでございます。また、住民票などのコンビニ交付のサーバー更新等に係ります委託料の増額、あるいは鳥取県の森林環境保全整備事業補助金の配分がなかったことによります事業の見直しということと、必要な町の補助事業等の拡充について御提案をさせていただく内容となっております。

具体的には、歳入のほうですけれども、県支出金でマイナスの７９９万7,０００円ということで、林道改良事業費補助金がマイナスの８２５万円、２つ目ですが、鳥取県文化財等の保存・保護事業費補助金で２５万3,０００円の補正の内容です。繰入金ですが、2,１７５万9,０００円ということで、項目的には２つありまして、財政調整基金の繰入金が１１８万9,０００円、２つ目が、介護給付の準備基金の繰入金が2,０５７万円でご

ざいます。町債が1,２４０万ということで、デジタル活用の推進事業債が７８０万円、過疎債のハードで４６０万円を見込んでおるとこであります。

歳出ですが、総務費として、戸籍住民基本台帳一般事務でございます。1,０５３万3,０００円ということで、コンビニの交付に伴いますサーバーの機器更新等のための委託料でございます。民生費の中の介護保険事業で2,１６１万円、介護人材育成雇用拠点整備事業の補助金の増額の内容です。農林水産業費の中の林道新設改良事業ということで、マイナスの1,３５０万円ということです。林道船通山線の路肩修繕工事の皆減ということでの事業の見直しのための内容でございます。

以上、一般会計については終わります。

続きまして、議案第５４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６万9,０００円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億3,７９６万8,０００円とする内容でございます。

今回の主な内容でございますが、法律の改正に伴います報告書等の様式変更のためのシステム改修費用という内容でございます。具体的な補正の内容でございますが、歳入のほうで繰入金ということで３６万9,０００円、国保財政調整基金からの繰入金でございます。歳出ですが、国保事業の一般管理事務として同額の３６万9,０００円、システム改修委託料の増額というところでございます。法律の改正というところでありますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行によりまして、子ども・子育て支援金制度の創設という内容に伴ってのシステム改修でございます。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第５５号、令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２４万3,０００円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億9,７２９万6,０００円とする内容でございます。

今回の補正の内容ですが、介護保険法の規定の一部改正に伴いまして、システムの改修業務委託料の計上をするものでございます。補正の内容ですが、歳入のほうで国庫支出金が６２万1,０００円、介護保険事業費の補助金です。繰入金が６２万2,０００円ということで、一般会計からの繰入れです。歳出ですが、一般管理事務ということで、１２４万3,０００円、システム改修の作業委託料でございます。

続きまして、議案第５６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,１０９万9,０００円を追加するものでございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,３３４万1,０００円とす

る内容でございます。

今回の補正の主な内容ですが、あかねの郷の玄関前に車寄せの屋根を設置するため、工事監理業務費及び工事費を計上するものであります。また、当初予算に計画しておりましたあかねの郷の空調設備の取替えについてでございますが、部品の価格高騰によりまして不足額が発生するため、補正をお願いするものでございます。

財源的な説明ですが、歳入のほうですが、繰入金で1,１０９万9,０００円でございます。一般会計からの繰入れが４１万8,０００円、介護給付費準備基金からの繰入金が1,０６８万1,０００円でございます。歳出ですが、居宅介護事業として1,１０９万9,０００円ということで、先ほど御説明しましたように、あかねの郷におきます工事監理委託料あるいは工事請負費の増額という内容でございます。

続きまして、議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

資本的収入及び支出というところで、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算でございますが、資本的収入、支出の予定額を次のとおり補正するということで、不足する額が8,１７７万8,０００円につきましては、損益勘定留保資金のほうで3,２９２万4,０００円及び積立金のほうで4,８８５万4,０００円のほうで補塡するという内容でございます。具体の数字でございますが、資本的収入のほうの国庫補助金ですが、４８８万4,０００円、資本的支出のほうで、固定資産の購入ということで1,１６５万2,０００円をお願いをするものでございます。

具体的な内容ですが、水道施設のシステム導入によりまして、管路の台帳を電子化するため、増額をお願いするものでございます。今までの継続事業として行っておりましたけれども、５年間の事業計画の５年目に当たるということで、今年度は日野上、生山、霞地区のほうの電子化のほうに進めていきたいというふうに思っておるとこであります。

続きまして、議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

内容的には収益的支出のほうで営業費用ということで、２２２万4,０００円を補正をお願いするものでございます。

内容的には国道１８３号の舗装工事に伴いますマンホールのかさ上げ工事、これを実施するための内容でございます。

続きまして、議案第５９号、令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）でございます。

収益的収支の中の医業費用をマイナス２３７万7,０００円する内容でございます。主な内容ですが、特別職の給料、法定福利費及び退職負担金の変更によります減額というのを計上をさせていただいておるとこであります。給与費の減額内訳ですが、給料がマイナスの１５０万9,０００円、法定福利費のほうがマイナスの４９万4,０００円、退職負担金のほうがマイナスの３７万4,０００円でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第５３号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）から質疑を行います。

５５ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット５６ページ上段、地域づくり推進課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５７ページ上段、住民課について質疑を許します。

７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　コンビニ交付のサーバー機器の更新の委託料ということで、増額でございますが、このコンビニ交付のシステムというのは、まだガバメントクラウドの標準準拠システム、こちらが移行された先も別途このような形で個別のサーバーを持って運用するものなのかどうかについて伺います。

○議長（山本　芳昭君）　島山課長。

○住民課長（島山　亮子君）　標準化でも独立して使うものになります。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　ちなみに、どこかのコンビニ交付のシステムを導入してるサーバーだと思うんですけども、個別に各自治体ごとが１台ずつのサーバーを持った形での運用をされとるということでしょうか。それが１点と、将来的にガバメントクラウドのほうのシステムとして共通化、標準化されたものとして導入できるかどうかという可能性についてちょっと伺います。

○議長（山本　芳昭君）　島山課長。

○住民課長（島山　亮子君）　今現在は各市町村ごとにサーバーを持って進めているものであります。私どもとしましても、やはり全体で使えるものがあればということで確認はしているんですけれど、今のところはそれぞれ個別ということで承知しております。

○議長（山本　芳昭君）　次に、５７ページ下段、福祉保健課について質疑を許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　あかねの宿舎の新築工事、前回、５月２２日の全協で御説明いただきました。分かりやすい、工事費はこのように当初から上がりますよという金額を出していただきましたが、その表を基に、私、ちょっと今回の、提出の資料を見たら、上がっておるんですね。５月２２日の資料を私、今見ておるんですけど、具体的に言いますと、建築工事費が２３０万が２５３万、それから電気工事費が４８０万から５２８万円、それから機械設備工事が４７６万から５２３万6,０００円、約１２０万ぐらいが上がっておるんですが、僅か１週間でこのようにまた高騰するんですか。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　すみません、説明不足で申し訳ありません。前回の全

協で報告させていただいた分につきましては、ここは消費税抜きで上げております。この表の下のほうで消費税を最終的に掛けておりまして、今回の予算説明附属資料につきましては、それぞれに税込みの金額で上げさせていただいておりますので、そこの相差になっております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　分かりました。税が入ってるか入ってないかという差ですね。

そこで、前回の全協でも質問したんですが、今、価格高騰いうことで、ナフサ由来であるとかいろんなのありますが、私は大変危惧するんですけども、当初の設計監理の見積もりしたときは何月なんですか。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　こちらの概要につきましては、昨年の５月ぐらいに設計監理に係る敷地造成ですね、のほうの予算を上程させていただいています。こちらの工事につきましては、年が明けてからの１月の議会の頃だったかと思いますけども、予算のほうを上程させていただいております。こちらの金額につきましては、昨年の夏から秋ぐらいにかけて一度把握しておる数字となりますので、当初はいつかといいますと、約１年弱ぐらい前ということになります。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　そこで、私は当然概要の設計も見させていただきました。２階はこう、ホールはこう、台所とか、いろんな、玄関もこうしましょう、それは分かります。ただ、私も電気工事とか、いろいろと過去の仕事でやってきたことありますが、価格高騰で約、電気設備工事だけで７０％も上がっておるわけですよ、４８０万円、当初から。それは電気工事で、要するに７０％ですから、それが1.７倍になるわけですけど、メインは何が上がったのか。価格高騰いうんだったら、例えば部材が、今、トイレであるとか、そういったナフサ由来はなかなか手に入らんから、分かりますけど、電気工事、電気設備工事で、工事ですから、設備も入ってるかも分からん。機械設備もまたあるわけで、機械設備は３０％上がったわけですよ。どのようなものが上がっとるんか。それから、主体工事とかいうのもまた、これは大きく8,７００万、これは大きな、ですけど、その中の電気と機械、要するに、一番メインなのは何で上がったんか教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　電気設備につきましては、主に配管線類が増額となっているということです。それから、機械設備に関しましては、合併処理浄化槽等の価格がアップしているというようなところを反映しております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　私もそういった、具体的な専門家じゃありませんので、

そう言うたらそうですかになりますけど、ただ、あまりにも昨年の今、１年前の見積りだということを言われましたけども、どういうんですかね、それしか言いようがないというのがあるんですけど、ちょっと、３０パー、４０パーのアップは仕方ないかと思うんですけど、７０パーいうのはどうかとは思います。意見だけですから、もうここで終わりますけど、びっくりしとるという言い方で、ただ、最後にもう一度確認したいんです、全協でも確認しましたが、部材が入ってこない、どうのこうので、２月２８日の工期は守れますかということだけ、再度ここでお聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　片岡課長。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　そのように準備をして進めたいと考えております。

○議長（山本　芳昭君）　次に、５８ページ上段、農林課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５８ページ下段から６０ページ、建設課について質疑を許します。

７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　道路新設改良事業で、霞福塚線のほうが当初予算5,０００万のところが２２０万円増額ということであります。既に工事のほうに入ってるようでございますけれども、実際、現時点で執行した金額について伺います。

○議長（山本　芳昭君）　霞福塚の。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　霞福塚。

○議長（山本　芳昭君）　霞福塚の現在までの工事費ですか。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　今、実際に執行してる、要は契約額、予算があって契約して、今工事されてますよね。

○議長（山本　芳昭君）　８年度の。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　８年度。

○議長（山本　芳昭君）　８年度の工事。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　８年度。要は5,０００万ですよね、当初予算が、そのうち幾ら執行されておるのかなと、契約額ですね、今現在で。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　霞福塚線でございますが、現在工事しているのは繰越工事でございまして、７年度の繰越工事でございます。８年度については今後発注するという計画にしております。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　失礼しました。じゃあ、８年度は別途この満額のものでの工事が入りますということで、了解しました。ありがとうございました。

○議長（山本　芳昭君）　次に、６１ページ、教育委員会について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　最後に、説明附属資料にはありませんが、議会事務局、総務課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）について、質疑漏れはありませんか。

９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　すみません、農林課の５８ページでありますけど、鳥獣被害対策事業ということで、当委員会のほうでもこれをちょっと勉強させてもらって、それが何か全然大幅に変わったということですが、この内容の変更について、もう一度ちょっと詳細についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　この放任果樹の事業につきまして、当初予算で補助金を交付するという説明をさせていただきました。国の事業の採択に当たりまして、詳細のほうを確認したところ、町のほうが事業主体で発注をして行う事業ということが分かりました。このたび、補助金のほうから委託料のほうに変更しまして、町でこれから放任果樹の伐採を希望される方の希望を募りまして、それを取りまとめて町のほうが発注をさせていただいて、それで撤去のほうをしていくというような事業になりますので、事業主体が当初地元であったり個人の方が発注をするというような補助金スタイルでありましたけども、町のほうが事業主体で、まとめて発注するということになりましたので、予算の議決後はこれから広報してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本　芳昭君）　９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　委員会のほうで調査して間もない間にこういった補正予算で変更があるということですので、やはりそういったことはもっと早くお知らせ願いたいと思いますし、また、予算のほうが補助金のほうから委託料のほうに変わるということで、これ、委託料の部分で予算計上されるということですか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　今回の補正予算の議案の中で組替えのほうを上程させていただいております。

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５３号の質疑を終わります。

次に、６２ページから６７ページ、議案第５４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　６２ページについて、法律の改正に伴う様式の変更によるシステム改修ということですが、これ、国保財政調整基金繰入金で賄うということで、金額としては小さいですけれども、これは国からの手当てというのはないもんなんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　島山課長。

○住民課長（島山　亮子君）　担当としましても、国からの交付金等を探しているところで確認はしたのですが、今時点では軽微な改修ということで、国、県からの補助金は出ないと回答があり、近隣の町村は一般会計からの事務費繰入金を財源にするところもあるのですが、日南町の場合は基金のほうから繰り入れることとして上程させていただきました。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そうですか。その軽微な改修というのは大体金額的にどのくらいとかっていうのがあるんですか。

○議長（山本　芳昭君）　島山住民課長。

○住民課長（島山　亮子君）　特に金額として定めてはないようです。

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５４号の質疑を終わります。

議案第５５号、令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５５号の質疑を終わります。

議案第５６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５６号の質疑を終わります。

議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　これについては、５２ページですね、債務負担行為、この間全協でも説明がありましたけれども、このことについて改めてちょっと確かめさせていただきたいんですけれども、先日、現在使用してるシステムがサポート切れになってしまうので、新しいシステムにどちらにしても変えなきゃいけないんだという全協で答弁だったと思うんですけれども、改めて、これが何をするシステムで、あと、サポートが切れるっていうのは何ができなくなるのか、そうなると、何が困るのかっていうことをもうちょっと具体的に教えてもらえればと思うんですけど。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　公営企業会計に係るシステムのことにございます。最初に、保守の関係の話です。今使ってるシステムのほうが令和１０年度、保守が最終年度ということで、その後は保守がないため、システムトラブルや法改正等に対応できないというような、業者から回答をいただいております。

○議長（山本　芳昭君）　岡本議員、もう一度質問してもらえますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　システムトラブルや法改正に対応できないと。法改正か。法改正っていうことはよく分かりませんけれども、法律にのっとって会計を処理する、要するに会計の様式とか、そういうものを整えるためのシステムというふうに理解すればいいんですかね、よく分からないんですけど。例えば、今回予算に出ている部分がありますよね。ああいったものも含むシステムということなんですか。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　今回お願いしますシステムですが、公営企業会計システムということで、企業会計の全般を管理するシステムというものです。今回お出ししている書式についてもそれから出されます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そうなってくると、今回、水道施設管理システムの、何ですか、導入のためということで増額ということで、1,１６５万2,０００円で、これだけでもかなりの金額がかかるということなんですけれども、改めて、現在使ってるシステムはどのぐらいの年間、ランニングコストがかかって、新しいシステムにするとどうなるかみたいなことを、やっぱり財政的なことを知りたいと思うんですけれども、本当に個別のシステムでなくて、一つのシステムにまとめたほうがいいのか、財政的にいいのかどうかっていうことなんですが、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　今回予算計上をお願いしていますものと債務負担行為お願いしているものはまた別のものです。今回予算計上、補正でお願いしていますものは水道の管路システムの電子台帳をつくる業務でございます。債務負担行為をお願いするものについては、会計のシステムになります。今使ってる会計システムの費用でございますが、平成３０年、導入しまして、そのときが1,２３０万程度かかったと。最初5年間が２９万7,０００円を毎年払う、次の5年間が３３万6,０００円程度を5年間払っていくっていうものになりまして、今のプロポーザル、新しい機械についてはまだプロポーザルの最中で、内容があまりはっきりは言えないんですけども、大分安くなるというふうに聞いています。事例でいきますと、新潟県でこういった事例、同じような共同化システムを導入したという事例がありましたけども、その感覚でいきますと、６５％ぐらいが削減されたというふうな話も聞いておりますので、１７者導入することで、そういったところのメリットもあるんではないかと考えています。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ちょっとよく分かりません。というのは、もちろん平成３０年導入なので、8年くらいたってるんで値上がりという面もあるのかもしれませんが、当時で1,２３０万円で導入して、当初5年間が２９万7,０００円、約３０万円で5年間ですから、1,２００万円とか1,３００万円、そのくらいの金額で、今回、5年間で

1,２５０万っていうことで、とても６５％削減になってるとは思えないんですけども、その辺はどういう計算なんですか。

○議長（山本　芳昭君）　システムが違うって言っとるけえな。物が違うって言っとられます。

相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　債務負担行為をお願いしています1,２５０万の件でございますが、これは５社の見積り、当初の見積りの平均値ということで算定をしておりまして、各社見比べますともう少しといいますか、安いところもありますので、そういったところでプロポーザルで業者選定をして、安くなるんではないかというふうに考えています。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そうですか。やってみなきゃ分からないという感じなので、ちょっとその分はしようがないのかもしれないんですけれども、そうですか。

あと、やっぱり全協の説明でも納得がいかなかったのが、どういう負担割合なのか、１７市町村がやりますということで、それぞれの市町村で、何ていうんですか、オプションのつけ方が違うので、それぞれ金額が違いますよっていうことだったんですけれども、そうはいっても、やっぱり一定のルールに従って負担するというやり方でないと、オプション分はまた別ですよというのはともかくとして、基幹部分は各市町村でこういう負担割合で負担してこの金額になりますよっていうのがないと、なかなか分かりづらいと思うんですが、そういうルールづくりというのはやらないんですか、やってないんですか、これからもやらないんですか。

○議長（山本　芳昭君）　ちょっと待ってくださいよ。今提案されてる予算は水道施設の管理システムについて今質問をされてて、債務負担行為の1,２５０万のところと一緒になってませんか。（発言する者あり）ちょっと整理して質問していただけますか。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　ごめんなさい、水道管理システムのことをちょっと、最初、管理システムのとこに触れてしまいましたけども、そっちじゃなくて、基本的に聞きたいのは債務負担行為のほうです。債務負担行為のほうで、会計システムというふうにおっしゃってましたよね、債務負担行為。それについて、３０年導入で1,２３０万円かかって、最初の５年間、２９万7,０００円かかったという答弁だったというふうに。

○議長（山本　芳昭君）　どういうシミュレーションだ。これからでしょう。

○議員（５番　岡本　健三君）　過去の例はそれだったということですよね。

○議長（山本　芳昭君）　ちょっとそこは、課長、答弁をちょっと整理してもらっていいですか。お願いします。

相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　会計システムの債務負担行為の件でございますが、債務負

担行為を設定するということなので、契約はこれからになります。先ほど答えた1,２００万、幾らでしたか、ちょっと忘れたですけど、平成３０年に導入したときの実績の数字でございます。それから、今回導入、共同で購入すると、割り勘ですとか、そういったところで安くなるんではないかということです。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　だから、そういうつもりで質問をしていますけれども、だから、現システムの導入を平成３０年に導入したという金額と1,２５０万というのがあんまり変わらないというところで、そこは見積りの平均だということなんで、もっと実際には恐らくそれよりも安い金額にはなるのかなとは思うんですが、それにしても、ごめんなさい、県内の何市町村だったかっていうことをちょっとあれでしたけれども、要するに多くの市町村で共同で導入するということで安くなるということなんですけれども、共同で導入するときに一番基になるシステムは多分同じものだと思うんですけれども、それをつくるための、何ていうんですかね、負担割合、人口比なのか、利用する水の量なのか知らないですけれども、そういうルールがあってしかるべきなんじゃないかと思うんですが、そんなことはないですか。

○議長（山本　芳昭君）　前回、全員協議会の中で１７団体だったかな、説明があったと思います。それぞれの金額については各町村でいろいろ仕様があったりするんで、金額は分かりませんという説明がありました。債務負担行為なので、金額は明確に今できませんと。実質かかるのが3年先だったっけ。（発言する者あり）令和１０年だという説明がありましたよね。ですから、今明確な答弁は多分できない。ですから、債務負担行為をお願いしますという提案だと私は思っていますが、詳しい金額についてさらに詳細なものを出せと言われても、前回出せないっていう話だった。さっき課長は過去の例をおっしゃったので、安くなるんだろうっていうことで今質疑をされてますが、これは分からない話なので、この債務負担行為を認めるかどうかということで議論をしていただけませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いや、具体的な金額が分からないとしても、でも、共同でシステムを導入するということなんですよね。それについては、システム構築をするために、私のイメージが合ってるどうか分からないですけど、多分ある程度の部分は共同で負担するから安くなりますよっていうことなんじゃないかと思うんですよ。だから、共同のシステムにしますからっていっても、各町で全然別々に発注してたら、多分ほとんど金額って安くならないと思うんですけども、その共同部分の負担割合をあらかじめルールとして決めていくっていうことはあってもいいと思うんですけども、具体的な金額はともかくとして。

○議長（山本　芳昭君）　おっしゃるのは分かります。ただ、この前の説明で、何年、何年ってスケジュールがありましたよね、具体的に。これから具体的に詰めていくんだと

いう説明があったということなので、相見課長のほうから具体的に答弁をしていただければと思います。

相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　案分の件ですね、ですけども、ちょっと分かりづらいんですけども、協議会の中である程度の方針決めています。それは、クライアント数、システム利用頻度またはデータ量の影響を大きく受けない費用については均等案分で、逆に、クライアント数、利用機能数、システム利用頻度、データ量が大きく影響を及ぼすものはその割合で設定しましょうというふうに決められています。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そう聞くと、あとは均等割部分と案分部分の大きさの割合ということなんですけど、場合によっては日南町みたいな小さなところは均等割部分が大きければ負担が大きくなるという理屈ではありますけれども、その比率みたいなものも今は分からないということなんですかね。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　均等割の部分は、１７事業体なので、１００割る１７ということになって、大体６％弱ですかね、そういった均等割の案分になります。共同で購入することによって分母が、全体で買う金額が下がってくるので、安価で仕入れることができるんではないかっていうところなので、案分云々よりも全体のシステム代が下がってくるというところを期待したものです。

○議長（山本　芳昭君）　町長、答えてください。これ聞きよったら、もう今日終わらん。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　数字は別として、基本的には、一つのシステムをつくるのに基本形ができます、あと、オプション形がありますっていう話なので、その基本形のところに多くの皆さんで負担をするっていう話ですから、基本的にはそこの段階で安くなるっていう考え方であります。ですから、率をまだ決めてないっていうところはありますけど、誰もが１７の自治体なら自治体でするっていう話は、それが賛同してるっていうことは、安くなるっていうことが明らかだっていうことですよ、幾らかっていうことは分からないにしても。ですから、そこの筋道っていうか基本的な捉え方は御理解をいただかないと、なかなか共同で物事を進めましょうっていう話にはなりにくいっていうふうには思っております。幾ばくかは安くなるっていうことは確定的な考え方だというふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ちょっと正直言って、よく分からん。ルール、その均等割がどのぐらいの金額で、それもシステムによって違うから分からないって言われてしまえばそうなんですけどね。

だから、町長、一つお聞きしますけども、明らかと言われても分からないです、正直

言って。だから、あとはもう町長を信頼するしかないんですけども。じゃあ、もう必ず安くなりますね、以前の導入経費よりも、そういう約束をしていただくしかないんですけども、そうなってくると。（発言する者あり）

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　金額の大小っていうのは確約できません。それはなしてかいうと、当然、物価高騰だ、人件費の高騰が加わってきますので。だから、考え方とすれば、先ほど申し上げた現時点におけるシステムを新たにつくり直すときの考え方ということで御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　あとは討論で。

以上で議案第５７号の質疑を終わります。

議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５８号の質疑を終わります。

議案第５９号、令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で議案第５９号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５３号から議案第５９号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第５３号から議案第５９号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３　令和８年請願第２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの請願書ファイルをお開きください。

日程第１３、令和８年請願第２号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願。本請願は、今期定例会までに受理したもので、日南町議会会議規則第９２条の規定により、文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

ついては、今期定例会の会期中に審査を終了され、６月９日の最終本会議には委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、６月９日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前１１時２４分散会
